昭和四年四月十五日第三種郵便物認可。「過過火、金曜日發行(但休日に当るときは翌八

♦告示 Ħ 次

牧野管理規程の認可

採立木材積数量昭和二十九年度において新たに許可すべき伐出地改良区の定欵変更認可

身分を示す証票の交付 土地改良区の役員の就任

建設業者の登録 字の廃置(郡家町)

国民健康保險法の規定による条例変更の認可

返納

建設業者の更新登錄

ッ 交付 身分を証明する証票の返納 動力付中型まき網漁業の起業認可申請期間

告

示

鳥取県告示第二百七十六号

の規定により次のとおり牧野管理規程を認可した。 牧野法(昭和二十五年法律第百九十四号)第三条第六項

昭和二十九年六月一日

鳥取県知事 尾

地番 目

牧野の所在地

地

理

者

認可年月日

治

平方メートル) 組合長業協同

安地先向国

二九昭 十年和 八二十

第二項の規定により、米川土地改良区の定欵変更につい 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条 鳥取県告示第二百七十七号

昭和二十九年六月一日

て、

昭和二十九年五月二十五日認可した。

鳥取県知事

尾

西 愛 治

鳥取県告示第二百七十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十六条第

3	西和29年 6月1日 火曜日 鳥 取 県 公 報 第2519号	_		昭和29年6月1日	大曜日 鳥 取 県 公	報 第	42519号 2
	合 E D C			В	A	区画計本基	採七
普	計 小計4342414039 小計3837363534333231 計3029282726252423222	1	·	小 計20191817161514131211	10 9 8 7 6 5 4 3 2	区林森	一、水、切、川、制、材、規
普通林の新たに許可すべき伐採立木材積数量	型で、 一、 一、 一	191		三 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	九 - 一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、	主針	一 制限林の新たに許可すべき伐採立木材積数量を次のとおり定める七項の規定により、昭和二十九年度
たに許可す	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	<u> </u>		三 一 七 七 七 七 七 七 七 七 七 七 七 七 七	五、	世代	新たに許可すり、昭和二十
べき伐採	さ 、	NAC		二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	一	樹 村	許可すべき伐採立木材積数量とおり定める。
立木材積料	<u> </u>	121		二、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一		伐	立木材積数量
盘	1 11111 1111111 11111			1111111111	11111111	3-	数 量 せ ぞ き 代
	次 <u> </u>		e.	ニ、 四一 四日 日日		主	
	<u> </u>		•	11111111111	<u> </u>	[H]	昭和二十九年六月
• ;	1 11111 1111111 11111		\$	1111111111	111111111	在来	鳥取県知事
單	<u> </u>			111111111	711111111	割	
(單位石)	天、四二、一、五、二、五、二、五、二、三、二、三、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二				二 二 二	主	(單位石) 尾
	1 11111 1111111111111111	-		11111111	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	世	愛
	天 四 二 一五 二 一 五 二 五 二 五 三 二 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三	(1))	スー、スペール、 スペーンのでは、スペール、1000元のでは、スペーンでは、スページを表示して、1000元のでは、スページを表示して、1000元のでは、スペーンでは、スペーでは、スペーンでは、スペーとでは、スペーンでは、スペーとでは、スペーンでは、スペーンでは、スペーンでは、スペーンでは、スペーンでは、スペーンでは、スペーンでは、スペーンでは、スペーでは、スペーンでは、スペー	量 ニ ニ	五間樹	

5 昭和29年6月1日	火曜日 鳥 取 県 公 報 第2519号	
就第土 鳥 任十 地 页	合 E D	
世の現場の規定を表示。	計 4342414039 計 3887363534333231 計 30292	8
た	ました。 一世の 一世の 一世の 一世の 一世の 一世の 一世の 一世の	37 UM
就任した旨届出があつた。 第十項の規定により、土地 土地改良法(昭和二十四年 鳥取県告示第二百七十九号	九	
地改良区が年法律第百	マース	<u> </u>
改良区から次のように役法律第百九十五号)第十		
うに役員が	1 11111 1111111111111111	
		111
島取 昭和 二十 十 一 一 十	五 三 三 五 三 三 五 三 五 三 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	
土 山 地 島 取 東 月	1 1111111111111111111111111111111111111	
区知一博事日西	平 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 二 三 二 三 二	
鳥	世 三 五 三 四 三 ユー	티 : 스스스
鳥 東市 一		
治	- 七 四 二 三 五 元 八 元 五 四 二 三 五 元 八 元 五 四 二 三 五 元 八 九 二 二 元 六 八 二 二 四 五 一 八 六 五 四 二 二 六 八 二 二 二 八 六 九 二 二 八 六 八 四 八 元 六 元 二 六 八 二 二 二 八 六 八 四 八 元 六 八 四 八 元 八 二 八 元 八 四 八 元 八 四 八 元 元 八 四 八 元 元 八 四 八 元 元 八 元 八	

昭和29年6	月1日	火曜日	鳥	取	果	公	報	第25	19Ę	1. 7	4
С		В					A		区i	画計:	本基
27262524232221	小 計20191	81716151	.4131	211	小 計10	9 8	7 6	5 4 3 2 1	Ø	林	森
一大、三二、五十八、五二、五十八、五二、五十八四二〇 1 六四二〇	一八、三六八	六二五: 三三二: 三三〇六:	三型	五、三九八二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	立立、四〇二	一世、八五三	八七六二八二八二八四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四	六 八一、 一〇 六二 二〇 六三 二〇 三	主伐	針	
- 四一二、 - 八八八 - 八八八 - 八八八 - 八八八 - 八八 - 八八 - 八八	一 〇二九九十 八五二二 三 三 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	一七七八三 七七八三 七九四九三 七六〇五	五四、五五二、五五二、五五二、五五二、五五二、五五二、五五二、五五二、五五二、五	さん。	允√五	芸さら	四二 三 三 三 八 三 八 三 八 三 二 八 三 二 八 三 二 六 三 二 六 三 二 六 三 二 六 三 二 六 二 二 六 二 二 二 二	五二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	間伐一	葉	用
一 一 九 六 三 四 四 八 九 八 二 四 四 八 七 二 四 一 大 三 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 九 三 一 九 三 一 九	- 大七、一〇七 - 一、一〇〇〇 - 一、一〇〇〇〇 - 一、一〇〇〇〇 - 一、一〇〇〇〇 - 一、一〇〇〇〇 - 一、一〇〇〇〇〇 - 一、一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	一 マスへ マスへ エカ エカ エカ エカ エカ エカ エカ エカ エカ エカ エカ エカ エカ	司、安全	五九二二、五二二二二五二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	一 元 元 元 元 元 元 二 元 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	芸士、た	- 10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、1	八四三一、 八四三一、 七二八四三一、 七二八四五	主間計	樹	材
	<u> </u>	 1 <u> </u>	115	10,1	<u> </u>	1 궁;	九八四		主伐一	広	พา
	111.		1 1	1 1	11	1.1		1111	間伐	葉	林
	를 기 1	 - 量交量	113	- -	麦 1	1 등	九八四	, i ===-	主間計	樹	
11121	=	- - 1			11.111	五九六六	ハ ア 五次至 ものも	•	主伐	針	
111111	1111			1]	1 1	1 1	111	1111	間伐	莱	薪
1111211	二07011111111111111111111111111111111111	- - - - - - - -	、	Ē 1	一一			李 美 夫	主閒計	樹	
ニーエ、ローエ、ローエ、ロース、ハハス、ハース、ハハス、ハハス、ハハス、ハハス、ハハス、ハハス、ハハス、ハ		一八八二十八八八二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	さ、この宝宝	ラモ、四三九	また、言言	二二、二二、五十八五十八五十八五十八五十八五十八五十八五十八五十八五十八五十八五十八五十八五	九二二三	主伐	広	炭
	1111	111		1 1			111	1111	間伐	葉	林
二三、一〇、大八八四二二、〇九六八四二二八〇九八八四八九二八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八	三二二十二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	一八八二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	_		三名、四三元		ニハ、五七九四	元二二三三、八八三二、八八三、八八三、八八三、八八三、八八三、八八三、八八三、八八	主間計	樹	

•

. .

第2519号

11

1

1

7	昭	和29	年6	月1日		火斑	足日	鳥	取	県	公	幹		舅	其251	9号	
							ron .	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,									
"	n	"	"	"	"	理事	岡益清	"	"	"	監事	"	"	"	"	"	"
福	福	福	福	福	木	西	水土	森	西	福	Щ	小	佐	治部	松	檀	大久保
田	田	田	田	田	村	尾	地改良		村	田	本	林	野	田田	本	床	保
益	秀	愛	岩	Œ	仲	隆	良区	源	利		正	常	Œ	繁	与太		宗
-	定	治	松	明	壽	治		蔵	直	隆	男	藏	己	実	太郎	薫	-
"	"	"	77	. #	# F	岩美郡宇倍野村大字		"		/宇倍野村大字国分寺	岩美郡津ノ井村大字	/ 桜谷	鳥取市東今在家	, ,	R	/ 津ノ井村大字杉崎	n
"	"	"	n	"	"	理	本庄	"	監事	"	"	,	"	"	"	"	// -
St	m	岸	広	向	広	事田	村高山	涛	争福	西	Ш	Щ	Щ	西	Щ	福	西
多田田	田中	本	田田	山	田田	中	土地	水	田田	足尾	本	本	本	足尾	本	田	尾
和	富	干靜	重	節	弁	Œ	改良	梅	定		· 貞	茂	政	邦	熊	秀	重
太郎	市	雄	次郎	義	藏	行	X	蔵	親	郎	親	義	春	藏	太郎	信	睦
n	"	. #	"	"	. 11	岩美郡本庄村大字高山		// 大字清水	/ 大字岡益		,,	"	"	"	/ 大字滑水	"	"

鳥取市吉岡温泉町土地改良区 代土地改良区 大 長 井田根 幸 隆正 勝治一治政昇 義造治雄雄治 鳥取市湖山町 鳥取市吉岡温泉町 吉岡温泉町 四月 村 自 理事 横 河 蓝 安 木 云 木 云 云 村上小星星木飴景奥影 上山山見見下野井村井崎見
 虎
 吉
 徳
 芳
 義
 竹
 久
 義
 藤
 淸
 定
 安

 蔵
 郎
 治
 治
 蔵
 嘉
 昭
 吉
 治
 雄
 春
Œ 莊 **国分**寺 **国分**寺 **四分**寺

昭和29年6月1日 火曜日 鳥 取 果 公 報

第2519号 8

火曜日 鳥 取 県 公 報

昭和29年6月1日

é)

b	b	4		
41	邦	25	19	号

	ᄪ			/J ^ L			(H			>/\		111	-	. 213		_	
"	理	湯山	"	監	'n		"	<i>"</i>	. "	理	瑞穗	n	"	n	監	"	<i>"</i>
	事	土地		事						事	村				監事		
山	Ш	改良	村	刑	坂	田	Щ	八	大	木	大井手	竹	小	Щ	下	下	下
本	根	X	上	部	田	中	下	田	Щ	下	土地	内	谷	田	田	田	田
壽	幹		国	留	泰	虎	Œ	房	福	博	改良	義	友	哲	淸	哲	勝
三	雄		太郎	藏	藏	藏		雄	平	嘉	X	治	藏	市	雄	夫	憲
n	岩美郡福		"宝木村	〃瑞穗村	″宝木村:	// 大	"	'n	// 均 之	気高郡瑞		n	"	"	"	<i>"</i>	n
	岩美郡福部村大字湯山			村大字下坂本	村大字富吉	大字日光	,			郡瑞穗村大字下							
4	"	"	理事	西鄉村	"	監事	<i>"</i>	"	" ,	"	理事	東村陸上	"	監事	"	"	"
登	田	田	下	上井	中	河	岡	中	寺	中	寺	上土地	中	水	Щ	Ш	湯
岐	淵	淵	田	手土	島	口	島	島	谷	島	谷	改	Щ	野	本	本	邨
鶴士	時	益	淸	地改品	俊	鶴	重	秀	政	巖	万壽	良区	敏	信	光	吉	健
市郎	太郎	男	房	良区	髙	藏	太郎	男	義	Ξ	符		男	男	夫	造	Ξ
·																	
"	"	N	八頭		"	#	"	"	" "	"	岩美		4	"	"	7	77
大字中井			郡西鄉村大字本鹿								岩美郡東村大字陸上						

昭和29年6月1日 火曜日 鳥 取 県 公 報

大坪土地改良区 青谷町長尾土地改良区 監事 吉 正 定太郎 治 勇 栄 甚 大 長 藏壹吉次藏始 治藏治壽 八頭郡郡家町大字大坪 気高郡青谷町大字青谷 監事 彌 壽 夫 男 富二夫 治 見 治 雄 美 治雄 頭郡散岐村大字山上

法勝寺村鴨落合土地改良区

下

彌太郎

大字中井 大字本鹿

田

村

明

大字鴨部

阿代田

政 広

治

第2519号

治三郎

大字落合

飶 _

郞

正 宗

大字鴨部

晃 己 田

瑛 稔 壹

岐

孝

良

= =

村

第2519号 10

貞

大字落合

監事 遠 板 和 田 田

倉吉市高倉土地改良区 金 居

永 富 正 邦 晴

寒宗市之之

德

上

島

佐

倉吉市杉野

大字落合 大字鴨部

英 喜代市 正次郎 喜 繁 悅 重 治

藤

輪

政 春 夫

盛忠

Œ

沢谷 中野 忰谷

沢谷

監事

佐々木

治郎丸

導所 東伯 蚕業指

五第 号二 十

鳥取県告示第二百八十二号

国民健康保險を行つている次の村に対し国民健康保險法 に基く条例変更を認可した。 (昭和十三年法律第六十号)第八条ノ十三第二項の規定

昭和二十九年六月一日

鳥取県知事

西 尾 愛

治 H

認 可 年 月

昭和二十九年四月一日 五月六日

区域に新たに大字大門及び花を設置した旨郡家町長から 条第一項の規定により、昭和二十九年五月一日から、 条第一項の規定により、昭和二十九年五月一日から、八地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十 頭郡郡家町において次のとおり大字大門を廃止し、その

証票番号

所

属

職

名

氏 尾

名

返納年月日

第七号

蚕農 糸林部

技

師

松田

壽雄

年五月一

日九

11 昭和29年6月1日

火曜日 鳥 取 県 公 報

昭和二十九年六月一日

所属

第三十六号 証票番号

蚕農 糸林 課部

うに交付した。 条ノ五の規定による当該職員の身分を示す証票を次のよ

鳥取県知事

技 名 師

西

名

松本善之祐

治

年昭 五月十日 十日九 交付年月日

つている村国民健康保険を行

西伯郡大山村

日野郡八鄉村

鳥取県告示第二百八十三号

号)第三条ノ五の規定による当該職員の身分を示す証票 **次のように蚕糸業法施行令(昭和二十年勅令第七百二十**

の返納があつた。

昭和二十九年六月一日

鳥取県知事

西

愛

治

鳥取県告示第二百八十一号

À

'n

雇

足立

勝己

#

蚕米業法施行令(昭和二十年勅令第七百二十二号)第三

鳥取県告示第二百八十号

13	昭和	昭和29年6月1日 火						鳥	取	県	公	報			251		
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
第三二三号	第三二号	第三二号	第三二〇号	第三一九号	第三一八号	第三一七号	第三一六号	第三一五号	第三一四号	第三一三号	第三一二号	第三一一号	第三一〇号	第三〇九号	第三〇八号	第三〇七号	第三〇六号
〃四月三十日	"	"	"	〃四月二十六日	"	〃四月十九日	"	"	"	″四月一日	"	"	"	"	〃三月二十五日	"	"
福原鉄一	株式会社	玉置工	中村	中国建設株式会社	三興工業有限会社	山下製作	日ノ丸金属	株式会社	岡崎	戶島工業	大和建設株式会社	有限会社	小 林 建	德岡鉄工	村山	長岡	河金
工 所	横山組	務所	組	式会社	限会社	作所	工業株式会社	小谷工務店	組	来所	式会社	永見組	設	所	組	組	組
米子市角盤町一丁目	鳥取市行徳二〇七ノ一	日野郡江府町大字武庫四四六	〇ノ一四	〃 東倉吉町一三六	2 錦町二丁目	米子市車尾八一八	鳥取市古市二四	倉吉市仲ノ町七四一	東伯郡東伯町大字八橋	鳥取市元魚町一丁目三二	八頭郡智頭町大字智頭六三八ノ三	西伯郡中浜村大字佐斐神一、四七七	鳥取市川端二丁目三九	米子市久米町二〇	東伯郡三朝町大字三朝	西伯郡大高村大字尾高一、二二七	東伯郡羽合町大字橋津
福原	横山	玉置八	中村	平 井	奥村	山下	広江	小谷	岡崎	戶島	笹尾	永 見	小林	徳岡	· 村 · 山	長岡	河金
博德	貞一	八十司	与市	三郎	整	巖	台次	孫一	正春	大助	国藏	至誠	說次	兼太則	治隆		敬義

昭和29年6月1日	大曜日 鳥	取 果 公 報	第2019号 12
鳥取県知事登録	番号 外	中/ 下	届出があつた。 昭和二十九年六月 昭和二十九年六月 鳥取県 区域
》二月六日 《二月八日 《三月九日 《三月九日	年月日 梁藤寺	馬田伊向敷大上 大門 井ノ深下光水酢	名
田中工務店 世中工務店 組 中工務店	商号又は名高藤、向高藤、向高	、下前、村大、 株森伊上庵光上 ト、ノ深、寺水 ・井坪田上口谷	字と対する大字の名名
八頭郡智頭町大字智頭一六四二ノ一八頭郡池田村大字小船八〇二八頭郡池田村大字根雨九〇一ノ三鳥取市馬場二一〇	主たる営業所の所在地 鳥取県知事 西 尾	昭和二十九年六月一日り、次のように建設業者登録簿に登録しな建設業法(昭和二十四年法律第百号)第四島取県告示第二百八十四号	居田、中島 原、下河原、上河原 原、下河原、上河原 、
田中 辰治 天美	申請者氏名	た。八条の規定によ	下敷 保木山島下 一大山、石神、石神、石神、石山、石神、石山、石神、石山、 名荷谷 一大山、 名荷谷 一大山、 名荷谷 一大道。 一大河原、 上河原、 上河原、 上河原。

第三二五号 第三二六号 . 11 11

五月六日

安

山喜建設株式会社

田

I

組

務

店

鳥取市瓦町

倉吉市福吉町二丁目

鳥取市二階町二丁目三四

井中 安田 山本幸三郎 壽則

鳥取県告示第二百八十五号

建設業法(昭和二十四年法律第百号) 第八条の規定により、 次のように建設業者登録簿に更新登録した。

	昭
	和
	7
	九
	年
	六
	月
	日

登錄年月日

商号又は名称

Ш

組

東伯郡成美村大字出上三八六

福本

信義

申請者氏名

主たる営業所の所在地

取

県

知

事

四

尾

愛

治

第一五四号	第一五一号	第一四七号	第一四六号	第一四五号	第一四四号	第一四一号	(は)第一三八号局取県知事登録
〃四月十九日	〃四月十八日	<i>"</i>	〃三月十七日	//三月十五日	〃三月十日	"二月二十三日	二月十一日昭和二十九年

四月十九日

原

気高郡勝谷村大字勝谷

1

15.

富士建設株式会社

気高建設株式会社

気高郡浜村町大字勝見

米子市角盤町二丁目

有限会社 石原建設事務所

赤松商会

湖山町下浜

湖山興業株式会社

二階町一丁目四三

上魚町二四

鳥取市吉方一八六ノ五

石原 赤松幸太郎

小山 中本 木下

富藏 正治 靜造

薰

谷 永原勇美夫

幸三郎

Y

U

東伯郡羽合町宇野

持田水道工業所 組

米子市道笑町一丁目三四

持田

尾崎

森本建設工業株式会社 栄建設興業株式会社

鳥取市吉方町一六六 東伯郡栄村大字亀谷

鳥取市古市新道四〇六 八頭郡河原町渡一木二六五ノニ

岩美郡小田村大字院內二三五

西伯郡境町入船一

八頭郡西鄉村大字北三二三

組

米子市富士見町ーノ六ニ

動力付中型まき網漁業(あじ、

る所謂和船きんちやく漁業等) のとおり定める。

昭和二十九年六月一日

ける無動力中型まき網漁業及び総トン数十五トン未満の 則第七十九号)第十八条の規定により昭和二十九年にお

鳥取県海面漁業調整規則(昭和二十六年十二月鳥取県規

15 昭和29年6月1日

鳥取県告示第二百八十六号

火曜日

第一〇四号

ル五月二日

鳥取県

第

第 第

公

九〇 八六

九一

第

号 号

号

〃三月二十五日

千代川建設株式会社

谷

第

八三号

第 七八 号

第 七七号

第 七〇号

四月二十四日

一五五号

第2519号

UU**0**79

//二月九日

/二月十五日 〃二月十八日

〃二月二十六日

中央建設株式会社

南部土建有限会社

西伯郡法勝寺村大字法勝寺五五〇

藤原 森本 德山

正義

定雄 勝藏 助一 文藏

神谷 西村 太田実太郎

富藏

義雄

小林 田中 政範

岡田 光治 菊造

森田

宗城

昌業

一〇二号 一〇一号 九八 号 九四号

/四月十四日 四月十日

第 第

三宝十建株式会社 田工 務店

田中鉄工所 組

有限会社

鳥取市行德一八四

岩美郡東村大字陸上四七九

さば、 の起業認可申請期間を次 いわしを目的とす 円 山

信義

第三二四号

"

第2519号 14

17 昭和29年6月1日	火曜日	易息	取	県	公	報	第	2519号	
		二百十六号)第二十七条の規定に基くもの診療エツクス線技師法(昭和二十六年法律第		第二百十七号)第十	んま師、はり師		十五条の規定に基くもの	療法 (昭和二十三年	鳥取
	第二〇号	第一号	第一九号	第一六号	第一号	第一八号	四 -	第 番 号	果知事
	9 11	//	"	"	7	<i>tt</i>	对 	昭和二十九年五月一日 交付年月日	西 尾 愛
	″ 技	課	"	技	課	"	技	果職	
	師	長		師	長		師	長 名	治
	木下美喜枝 艶子	前田	木下美喜枝	并上	前田	木下美喜技	上	前 田 氏	
	喜 艶	之光	冷喜枝	艶子	之光	(喜技	艶 关	之 名	and the second s

定に基くもの(昭和二十二年法律第二百十七号)第十条の規めん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法 鳥取県告示第二百八十八号 百十六号)第二十七条の規定に基くもの診療エツクス線技師法(昭和二十六年法律第二 次のように身分を証明する証票を交付した。 十五条の規定に基くもの医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第二 の動力付中型まき網漁業の起業認可申請期間 同 昭和二十九年六月 無動力中型まき網漁業及び総トン数十五トン未満 昭和二十九年六月一日 鳥取県知事 年六月三十日まで Ø 五日から 西 尾 治 第二四号 第二五号 第 第一四号 一号 一号 一号 次のように身分を証明する証票の返納があつた。 鳥取県告示第二百八十七号 昭和二十九年一月一日 昭和二十九年六月一日 年 月 鳥取県知事 五月一 五月一日 五月一日 一月一日 一月一日 H 日 西。 課 主 課 課 主 職 主 長 長 事 長 事 尾 井上 高田 高田 井上 高田 井上 愛 氏 道男 道男 道男 治

名

勇

勇

勇

D

F

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

取 印 酮 / / 蘇

雑賀タ 発 行 日 火、 金 米 電 話 (米 子) 子 多 印發 F, 所^取者^取 縣 縣 ス 息 目二八番地 鳥取鳥取 市 市 取東 東 蘇町町

院

販計東英 和 算タ文 会有 社限 賣 玉 屋